

海外ニュース

2020年219号(令和2年1月27日)

金子 晃 監修

内 容

○ 米国反トラスト法の最近の動向

- 1 FTC 行政法判事、歯科ディーラーらが共同購入グループに対し割引を提供しない旨共謀したとする FTC の訴えを部分的に支持する旨の仮決定を下す(2019年10月16日)
- 2 司法省、銀行持株会社 BB&T 及びサントラストバンクスの統合計画について、巨額な融資資産の売却を条件として承認(2019年11月8日)

○ 欧州競争法の最近の動向

- 1 欧州委員会、略奪的価格設定を理由に米チップメーカー・クアルコムに対し2億4200万ユーロの制裁金を賦課(2019年7月18日)
- 2 欧州委員会、野菜缶詰カルテルへの参加を理由に Coroos と Gropue CECAB に対し3160万ユーロの制裁金を賦課(2019年9月27日)
- 3 欧州委員会、Novelis による Aleris の買収を条件付きで容認(2019年10月1日)
- 4 欧州委員会、通信テリアによるボニエのテレビ放送部門の買収を条件付きで容認(2019年11月12日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1
赤坂KSビル2F

電話 03(3585)1241

FAX 03(3585)1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

米国反トラスト法の最近の動向

1 FTC 行政法判事、歯科ディーラーらが共同購入グループに対し割引を提供しない旨共謀したとする FTC の訴えを部分的に支持する旨の仮決定を下す (2019 年 10 月 16 日)¹

本日言い渡された仮決定で、Chappell 行政法判事は、連邦取引委員会(以下「FTC」という。)の審判開始決定書に記載されている被審人 3 人のうちの 2 人が、共同購入グループに対し割引を提供すること、その他、同グループとの取引を禁じることを共謀し、それにより、反トラスト法に違反したとの判断を下した。

FTC が 2018 年 2 月に発出した審判開始決定書に、全米最大規模の歯科ディーラー 3 社が被審人として記載されている。3 社は、Benco Dental Supply Company (以下「Benco」という。)、Henry Schein, Inc. (以下「Schein」という。)及び Patterson Companies, Inc. (以下「Patterson」という。)である。フルサービス歯科ディーラーとして、これらの会社はグローブ、セメント、消毒剤並びに一連の他の消耗品のみならず、歯科用チェアやオペレーティングライトなどの器材をも販売している。合計して、当該三大ディーラーは、米国で流通業者経由にて供給される歯科用製品とサービスの 85%以上を販売している。米国における歯科用製品市場は約 100 億ドル(約 1 兆 900 億円、1 ドル=109 円)規模となっている。

Chappell 行政法判事は、Benco と Patterson が共謀に加担していたが、Schein は加担していなかったとの判断を下した。仮決定で、Chappell 行政法判事は、「被審人 Benco と Patterson が共同購入グループに割引を提供しないこと、又は別の方法で、それらとの取引獲得のために競い合わないことを共謀したと FTC が立証し、そのような協定が FTC 法 5 条に違反する当然違法な行為である」と述べた。

また、Chappell 行政法判事は、Schein が共謀に加担したとは示されておらず、Schein に対する訴えを退けた。また、Chappell 行政法判事は、Benco が共謀に加担するよう 4 社目のライバル流通業者を誘引したとする FTC のもう一つの主張も退けた。

共同購入グループは、その交渉技術を活用し、また個々の歯科医師の集合による購買力を行使し、それにより、より低価格の支払を実現しようとしている。FTC の審判開始決定書によると、被審人らは、独立開業された歯科医師及び少数の歯科医師が集まったグループから、全米規模のフルサービス歯科ディーラーを取引先とする、共同購入グループへの参加による便益を奪い取った。

控訴手続

行政法判事の仮決定に対して、当事者が申立てを行い、又は FTC が自ら職権を発動した場合、委員全員は同仮決定を再検討しなければならない。当事者がタイムリーに異議申立てを行い、またその後タイムリーに控訴ブリーフを申請しない限り、あるいは FTC が事件を再検討するために同委員会自身の記録簿に載せ、又は最終決定の確定日の延期を決定しない

¹ Press Release, Federal Trade Commission, Administrative Law Judge Partially Rules in Favor of FTC 's Complaint that Dental Products Distributors Conspired Not to Provide Discounts to Buying Groups, October 16, 2019.

限り、仮決定は、両当事者に送付される 30 日後に、最終決定として確定する。

2 司法省、銀行持株会社 BB&T 及びサントラストバンクスの統合計画について、巨額な融資資産の売却を条件として承認(2019年11月8日)²

司法省は、銀行持株会社 BB&T Corporation(以下「BB&T」という。)及び SunTrust Banks Inc. (以下「サントラストバンクス」という。)の合併計画について、競争上の懸念を払拭するために、両社がノースカロライナ州、バージニア州及びジョージア州において約 23 億ドル(約 2507 億円)の資産を有する計 28 の支店を売却することに同意した旨を公表した。この売却は、10 年超にわたって銀行統合において命じられた最大規模の売却措置となる。

司法省との和解案で、合併当事会社は、7 つの地理的市場におけるサントラストバンクスの支店を売却することに同意した。当該市場は、バージニア州イースタン・ショア沿岸地域、バージニア州パトリック郡、バージニア州フランクリン郡、バージニア州ヘンリー郡マーティンヴィル市、ジョージア州ランプキン郡、ノースカロライナ州ウINSTON・セーラム市、及びノースカロライナ州ダーラム市・チャップルヒル市である。売却対象資産には、売却される支店及びそれらと関連する全ての資産とローンが含まれる。

司法省反トラスト局マキン・デルラヒム反トラスト局長は以下の声明を出した。

「銀行及び金融セクターは我々の経済の中心にある。本日の和解案は、バージニア州、ノースカロライナ州及びジョージア州における銀行顧客が、小企業向け融資を含め、競争的な銀行サービスにアクセスし続けられるようにすること、それとともに、本件合併により生じうる技術革新や技術への投資が行われることを確実にするものである。」

提案のあった合併は、連邦準備理事会及び連邦預金保険公社の最終承認を条件としている。売却措置案への同意が得られたため、司法省は、連邦準備理事会及び連邦預金保険公社に対して、3 つの事項を条件として本件合併の阻止訴訟を提起しない旨を通知する。これらの条件は、(1) 合併当事会社らが上記支店とそれらに関連する全ての顧客関連資産(預金とローンの全て)を売却すること、(2) 合併当事会社らが司法省との同意事項を順守することを連邦準備理事会に約束すること、また(3) 本件合併を承認する連邦準備理事会の如何なる命令においても、合併当事会社と司法省との同意事項が含まれることである。

BB&T はノースカロライナ州ウINSTON・セーラム市に本社を置き、15 州及びコロンビア特別区において事業を展開する銀行持株会社である。サントラストはジョージア州アトランタに本社を置き、10 州とコロンビア特別区において事業を展開する銀行持株会社である。

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestitures in Order for BB&T and SunTrust to Proceed with Merger, November 8, 2019

欧州競争法の最近の動向

1 欧州委員会、略奪的価格設定を理由に米チップメーカー・クアルコムに対し 2 億 4200 万ユーロの制裁金を賦課 (2019 年 7 月 18 日)³

欧州委員会は、3G(第3世代)ベースバンドチップセット市場における支配的地位を濫用したとして、クアルコムに対して 2 億 4200 万ユーロ(約 290 億円、1 ユーロ=120 円換算)の制裁金を賦課した。クアルコムは競合事業者である Icera を排除することを目的に、3G ベースバンドチップセットを原価割れにて販売していた。これは EU 競争法の下、違法である。

ベースバンドチップセットは、スマートフォンとタブレット端末の通信機能を担っており、音声及びデータ通信の双方で用いられている。本件は、3G 規格である Universal Mobile Telecommunications System(UMTS)に適合するチップセットに関するものである。

欧州委員会は、本日の決定によりクアルコムが 2009 年から 2011 年までの間、UMTS ベースバンドチップセットの世界市場において支配的地位を有していたと結論付けた。この結論は、約 60%に上るクアルコムの高い市場占拠率(最大の競争者の約 3 倍)と本件市場への参入障壁の高さに基づくものである。参入障壁には、UMTS チップセットの設計のための研究開発に必要となる巨額の初期投資のほか、クアルコムの知的財産権に関するものがある。

EU 競争法の下、支配的地位それ自体は違法ではない。しかし、支配的地位を有する事業者は、自己が支配的地位を有する市場、又は別の市場において競争を制限することにより自己の有力な地位を濫用しないという特別な責任を負っている。

しかしながら、欧州委員会による調査は、クアルコムが略奪的価格設定を行うことにより、2009 年央から 2011 年央までの間、かかる支配的地位を濫用していた旨を認定した。クアルコムは、高速データ通信セグメントにおいて当時の主要な競合他社 Icera を排除することを目的に、戦略的に重要な顧客である華為技術(ファーウェイ)と中興通訊(ZTE)に対し、3 種の UMTS チップセットの一定量を原価割れの価格にて販売していた。

本件行為は、Icera が高速データ通信を可能とする UMTS チップセットの有力な供給者となりつつあり、よってクアルコムのチップセット事業に対する脅威となりつつある時に行われたものである。

クアルコムが調査対象期間において略奪的価格設定を行ったという欧州委員会の結論は、次の 2 点に基づいている。

- 関連するクアルコムの 3 種のチップセットを対象とする価格/費用テスト
- Icera が本件市場での存在感を発揮することを妨害することを意図した、クアルコムの行為の背後にある反競争的意図を示している多くの証拠

価格/費用テストの結果は、欧州委員会自身が収集した証拠に合致するものである。クアルコムは価格割引の対象を絞ることで、Icera の事業に与えるマイナスの影響を最大にしながら、クアルコム自身の UMTS チップセットの売上全般に対する影響を最小にすることができた。クアルコムによる上記行為については、効率性をもたらすことで正当化しうること

³ Press Release, European Commission, Antitrust: Commission fines US chipmaker Qualcomm €242 million for engaging in predatory pricing, 18 July 2019.

を示すような証拠はなかった。

欧州委員会は上記に基づいて、クアルコムが競争に対し極めて重大な影響を与えていたと結論付けた。これにより、Icera は本件市場において競争することができず、イノベーションが妨げられ、最終的には顧客の選択肢が減少することとなった。2011 年 5 月に Icera は米国の技術会社 Nvidia によって買収されたが、Nvidia はベースバンドチップセット事業を 2015 年に閉鎖することを決定した。

本決定の結果

本件で賦課された 2 億 4242 万ユーロの制裁金額は、本件違反行為の実施期間と重大性を考慮したものである。制裁金額はクアルコムの 2018 年における売上高の 1.27%に相当し、また市場参加者による将来におけるこのような行為の抑止を目的としている。

欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づき、制裁金額は欧州経済領域(EEA)におけるクアルコムの直接・間接の UMTS チップセットの売上高を基礎として算出されている。本件決定により立証された違反期間は 2 年である。

欧州委員会はまたクアルコムに対して、将来においてこのような行為又は同等の目的又は効果を有する行為を行わないよう命じた。

手続的背景

欧州委員会は 2015 年 7 月 16 日に本件に対する正式調査を開始した。

背景

なお欧州委員会は全く別の調査において、LTE ベースバンドチップセット市場における自社の支配的地位を濫用していたとして、クアルコムに対し 9 億 9700 万ユーロ(約 1200 億円)の制裁金を賦課した。この決定では、クアルコムが主要な顧客に対し同社の競争者から LTE ベースバンドチップセットを購入しないことを条件に多額の金銭を支払ったということが認定された。

2 欧州委員会、野菜缶詰カルテルへの参加を理由に Coroos と Gropue CECAB に対し 3160 万ユーロの制裁金を賦課(2019 年 9 月 27 日)⁴

欧州委員会は、EU 競争法に違反したとして、Coroos と Groupe CECAB に対し、総額 3164 万 7000 ユーロ(約 38 億円)の制裁金を賦課した。Bonduelle は、本件カルテルの存在を欧州委員会に通報したため、制裁金の賦課を免れた。

欧州委員会は、Bonduelle、Coroos と Groupe CECAB が、欧州経済領域(EEA)における小売業者及び/又は食品サービス会社向けに供給される特定の種類の野菜缶詰に係るカルテルを 13 年以上にわたり実施していたことを認定した。本件 3 社は、本件カルテルへの関与を認め、和解により本件を解決することに同意した。

⁴ Press Release, European Commission, Commission fines Coroos and Gropue CECAB €31.6 million for participating in canned vegetables cartels, 27 September 2019.

本件3社の目的は、本件市場における各自の地位を維持又は強化し、販売価格を維持し又は引き上げ、将来におけるそれらの事業活動に関する不確実性を減少させ、各自の利益に適う形で販売と取引上の条件を形成又は管理することであった。3社は上記目的を達成させるため、価格を決定し、市場占拠率と販売量について合意し、顧客割当と市場分割を行い、入札への対応を調整し、事業上機微な情報を交換していた。

本件違反行為は EEA 全域を対象とし、Bonduelle については 2000 年 1 月 19 日から 2013 年 6 月 11 日までの間、Coroos と Groupe CECA については 2013 年 10 月 1 日までの間実施されていた。

欧州委員会の調査は、次の 3 つの独立した協定から構成されている単一の違反行為が存在したことを明らかにした。

- － EEA における小売業者向けに供給されるサヤインゲン、豆、豆と人参ミックス、野菜マチェドニア等の野菜缶詰のプライベートブランド販売を対象とする協定
- － EEA における小売業者向けに供給されるスイートコーン缶詰のプライベートブランド販売を対象とする協定
- － 特にフランスにおける小売業者と食品サービス産業向けに供給される野菜缶詰の独自ブランドとプライベートブランドの販売を対象とする協定

Coroos は、第 1 番目の協定のみに参加していた一方、Bonduelle と Groupe CECAB は 3 協定すべてに参加していた。

欧州委員会は同一の調査において、第 4 の企業である Conserve Italia に対しても手続を開始した。しかしながら、同社は本和解決定の対象ではないため、通常のカルテル事件に対する手続の下で調査が継続されることとなる。

制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて決定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、とりわけ EEA においてカルテル参加者によって得られた対象商品の販売額、違反行為の重大性、地理的範囲と実施期間を考慮した。

欧州委員会の 2006 年制裁金減免告示の下、

- － Bonduelle は、本件カルテルの存在を通報したため、2 億 5000 万ユーロ (約 300 億円) におよぶ制裁金の賦課を免れた。
- － Coroos と Groupe CECAB は、欧州委員会の調査に協力したことを理由に制裁金減額の恩恵を受けた。減額分は、協力の時期と、欧州委員会に提供された証拠がカルテルの存在を証明するのに役立つ程度を反映している。

加えて欧州委員会の 2008 年和解告示の下、欧州委員会は関係当事会社が本件カルテルへの関与とこの点に関する責任を認めたことを考慮し、各社に課せられる制裁金を 10% 減額した。各社に賦課された制裁金額の詳細は、次のとおりである。

企業名	減免告示による減額率	和解告示による減額率	制裁金額
Bonduelle	100%	10%	0
Coroos	15%	10%	€1364.7 万(約 16.3 億円)
Groupe CECAB	30%	10%	€1800 万(約 21.6 億円)
総額			€3164.7 万(約 38 億円)

上記のうち1社は、2006年制裁金ガイドライン第35段の規定により支払不能であることを申し出た。欧州委員会は、当該企業の近年の財務状況、現在と近い将来の見通し、財務力、利益率、支払能力、流動性を測定する指標、外部の財務上のパートナーと株主との関係に基づいて、本条項の適用について徹底的な評価を実施した。その結果欧州委員会は、制裁金の減額を認めることとした。

背景

本件に対する欧州委員会の調査は、2006年制裁金告示の下での Bonduelle の制裁金減免申請に基づいて、2013年10月の予告のない調査により開始された。

本件は缶詰食品に関する2件目のカルテル事件である。欧州委員会はマッシュルーム缶詰カルテル事件において、2014年6月に Bonduelle、Lutèce 及び Prochamp の3社に対し総額3200万ユーロ(約38.4億円)の制裁金を賦課し、2016年4月に Riberebro に対し520万ユーロ(約6.2億円)の制裁金を賦課した。

3 欧州委員会、Novelis による Aleris の買収を条件付きで容認(2019年10月1日)⁵

欧州委員会は EU 合併規則に基づき、Novelis による Aleris の買収を容認した。この決定は、Aleris の欧州における自動車用アルミ製ボディシート事業の売却を条件としている。本決定は、世界における最大の自動車用アルミ製ボディシート製造業者である Novelis と、同製品の供給者として確立された Aleris を統合する取引に対する詳細審査を受けたものである。両社は、アルミ製フラット圧延製品の全世界的な製造業者であり、欧州経済領域(EEA)において大きな存在感を有する。

欧州委員会の調査

欧州委員会は、詳細審査において、多くの情報を収集するとともに、建設業、電子製品製造業、包装業及び自動車製造業等、様々な分野で活動している複数の顧客からフィードバックを受領した。

欧州委員会は、自動車産業で使用される自動車用アルミ製ボディシートのような、アルミ製フラット圧延製品は他のアルミ製品から区別される別の市場を形成していると認定した。これは、買収後の会社が非常に高い市場占拠率を有し、EEA における自動車用アルミ製ボディシートの製造能力の極めて大きな部分を支配することとなっていたことを意味するもの

⁵ Press Release, European Commission, Mergers: Commission clears Novelis' acquisition of Aleris, subject to conditions, 1 October 2019.

である。

加えて、本件市場において事業活動を行っている数少ない小規模な残存競争者が生産余力を欠如しているため、価格上昇に対抗できる蓋然性が無かった。本件取引の結果として、追加的な製造能力を持つために投資をしたいという買収後会社の動機が減少する蓋然性があったことも認定された。

よって、欧州委員会は、届け出られた本件取引が実施されれば、自動車用アルミ製ボディシートの欧州における顧客向けの価格が上昇する蓋然性があるとの懸念を有していた。

自動車製造業者は、アルミから鉄鋼へ切り替える可能性がほとんど無く、これらの製品にわたって、供給者、価格、供給網の範囲は異なっている。自動車製造業者は、自動車の重量を削減する方法としても、本件製品を競争的価格で調達できるということに依存している。

Novelis と Aleris はまた、自動車用アルミ製ボディシート以外に、建築、建設及び床暖房等の産業において用いられている数多くのアルミ製品も製造している。しかしながら、欧州委員会は、これらの製品について競争上の懸念があることを認めなかった。

提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、本件両当事者は Aleris の欧州における自動車用アルミ製ボディシート事業全体を売却することを提案した。これには、ベルギーのダッフルに所在する製造工場の売却も含まれる。ダッフルの工場の売却には、その生存能力を維持するため、現在同工場で製造されている他の製品ラインも含まれる。

提案のあった売却は、欧州における自動車用アルミ製ボディシートに関して、本件取引により生じうる事業重複の全てを取り除くものである。加えて、売却対象のダッフル工場は、統合された製造施設であり、川下事業(圧延コイルとほとんどのスラブ)で必要となる川上原材料のほぼ全てを現在製造している。なお、本件売却には、研究開発資産、及び対象資産の買収者が自己の供給能力を更に改善できるようにするための投資に向けられた基金も含まれる。

欧州委員会は、売却される資産が持続可能な統合された事業を構成するものであり、その適切な買収者が合併後会社と有効に競争することができるようになる旨を認定した。本件市場の参加者から寄せられた本件措置に対するフィードバックも、欧州委員会の見解を確認するものであった。

したがって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。本決定は、上記措置の全面的な実施を条件としている。

本件当事者と製品

米国に本社を置く Novelis は、全世界で事業を展開する、アルミ製半製品とアルミのリサイクルの事業者である。同社は、北米、南米、欧州及びアジアにおいて複数の製造設備を操業している。Novelis は、インドに本拠を置くアルミと銅の供給者である Hindalco Industries 社の子会社である。

Aleris は、米国に本社を置くアルミ製半製品の全世界的な製造業者である。同社は、北米、欧州及びアジアにおいて複数の製造設備を操業している。

手続的背景

本件取引は2019年2月18日に欧州委員会へ届け出られ、欧州委員会は同年3月25日に詳細審査を開始した。

4 欧州委員会、通信テリアによるボニエのテレビ放送部門の買収を条件付きで容認(2019年11月12日)⁶

欧州委員会はEU合併規則に基づき、通信 Telia Company(以下「テリア」という。)による Bonnier のテレビ部門 Bonnier Broadcasting(以下「ボニエ・ブロードキャスティング」という。)の買収を条件付きで容認した。本決定は、テリアが申し出た一連の問題解消措置の全面的実施を条件としている。

本日の決定は本件取引に対する詳細審査を受けて下されたものであり、審査ではフィンランドとスウェーデンにおける両当事会社によるテレビチャンネルの卸供給と小売販売の事業に焦点が当てられた。

欧州委員会の調査

欧州委員会は詳細調査において、相当量の情報を収集し、またテレビ放送局とテレビサービスの小売販売業者を中心とする、テレビ業界の各段階の関係者からフィードバックを受け取った。

欧州委員会は、当初届出のあった取引が実施されれば、フィンランドとスウェーデンにおける競争が大きく制限されることとなることに競争上の懸念を有していた。懸念点は、以下のとおりである。

- － テレビ番組供給に従事する、テリアの競争者(衛星テレビ会社、ケーブルテレビ会社、電気通信事業者、OTT 業者など)が、買収後会社の(i)無料と有料の基本チャンネル、(ii)有料のプレミアムスポーツチャンネルにアクセスできなくなることにより、市場から閉め出されるおそれがある。
- － 電気通信サービスを提供する、テリアの競争者が、買収後会社のストリーミングサービス(具体的には広告付き動画配信(AVOD)、定額制動画配信(SVOD))にアクセスできなくなることにより、市場から閉め出されるおそれがある。
- － 電気通信サービスの提供、又はテレビ番組の供給に従事する、テリアの競争者が、買収後会社のテレビチャンネル上の広告スペースにアクセスができなくなることにより、市場から閉め出されるおそれがある。

提案のあった問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、テリアは次の問題解消措置を講じることを申し出た。

無料と有料の基本チャンネルと、有料のプレミアムスポーツチャンネルへのアクセス

⁶ Press Release, European Commission, Mergers: Commission clears Telia's acquisition of Bonnier Broadcasting, subject to conditions, 12 November 2019.

- － 買収後会社の無料チャンネルと有料の基本チャンネル及び有料のプレミアムスポーツチャンネルについて、それらをフィンランドとスウェーデンにおけるライバルのテレビ番組供給事業者に対し、公平、合理的かつ非差別的 (FRAND) 条件にてライセンスすること。ライセンスには、テレビ番組供給業者が自己の顧客に対し、それらのテレビ契約に含まれる買収後会社のチャンネルをインターネット上においてストリーミング視聴できるようにするようオファーすることに関する付随的権利が含まれる。
- － 買収後会社の無料及び有料の基本チャンネルを対象とするネットワークパーソナルビデオレコーダー (NPVR) 権について、それをフィンランドにおける競争関係にあるテレビ番組供給業者に対し、FRAND 条件にてライセンスすること。
- － フィンランドとスウェーデンにおけるテレビ番組供給業者に対し、有料のプレミアムスポーツチャンネル (又はプレミアムスポーツコンテンツを含む SVOD サービス) に関するあらゆる既存の over-the-top (OTT) の権利 (オープンインターネット上でのテレビサービスの配信) をライセンスすること。
- － インターネット経由でのテレビ配信における競争を確保するため、フィンランドとスウェーデンにおける他の市場参加者に対し、買収後会社の無料、有料の基本チャンネル、及び有料のプレミアムスポーツチャンネルを対象とする、独立した OTT 権利をライセンスすること。

買収後会社のストリーミングサービスへのアクセス

- － エンドユーザーを対象とする、インターネット経由での買収後会社のストリーミングサービス (具体的には AVOD と SVOD サービス) へのアクセス権を制限しないこと

テレビ広告スペースへのアクセス

- － 買収後会社が有するチャンネル上のテレビ広告スペースの販売において、競争関係にある電気通信事業者とテレビ番組供給業者を差別的に取り扱わないこと

競争者の秘密情報の保護

- － 競争関係にあるテレビ放送局、テレビ番組供給業者及び電気通信事業者の秘密情報について、買収後会社の卸売事業と小売事業との間に障壁を作ることによりそれを保護すること

上記措置は、フィンランドとスウェーデンにおいて 10 年にわたり適用されることになる。欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。本決定は、上記措置の全面的な実施を条件としている。

本件当事者と製品

テリアは、スウェーデンに本社を構える電気通信事業者であり、またテリア・グループの親会社である。同グループは、デンマーク、エストニア、フィンランド、リトアニア、ノルウェー及びスウェーデンにおいて移動体及び固定系の電気通信サービスと同様に、ブロードバンドサービスやテレビサービスを提供している。同社は、ラトビアにおいて移動電気通信サ

ービスを提供しており、全世界にて卸ネットワークアクセス(キャリア向けサービス)も提供している。テリアは上場会社である。テリアの最大株主は 38.4%の株式を保有するスウェーデン政府である。

ボニエ・ブロードキャスティングは、スウェーデンに本社を構えるテレビ放送事業者である。同社は、主としてスウェーデンとフィンランドで事業を展開しているが、デンマークとノルウェーにおいても限定的ではあるが事業活動を行っている。ボニエ・ブロードキャスティングのテレビ事業は、TV4 AB、C More Entertainment AB、MTV Oy を通じて行われている。またボニエ・ブロードキャスティングは、フィンランドの製作会社 Mediahub を保有しており、スウェーデンとフィンランドにおいてニュースや報道番組を製作している。

企業結合規制と手続

本件取引は 2019 年 3 月 15 日に欧州委員会へ届け出られたものであり、欧州委員会は同年 5 月 10 日に詳細調査を開始した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo. jp、又は佐藤 潤・法学者(専門分野：経済法・知的財産法)/慶應義塾大学産業研究所共同研究員/クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo. co. jp までお願いします。)